■特 集■

業等協同組合法の一部を改正する法律案

ムに提 る

会に提出された。 法の一部を改正する法律案」 このほど、「中小企業等協同組合 が国

これは中小企業や個人事業者等

り込まれている。 を図るため、「中小企業等協同組合 中小企業組合のガバナンスの充実 例等が発生してきていることから、 性に関する基準の導入、外部監査 健全な運用を確保するための措置 合による共済事業(保険事業)の 運用制限等)の導入②中小企業組 員外監事制度の導入及び余裕金の せるための措置(監事の権限強化、 組合の自治運営を効果的に機能さ 部を改正するもので、 法律」「商店街振興組合法」等の一 法」「中小企業団体の組織に関する 様化に伴って、組合が破綻する事 てきた中小企業組合制度について、 (準備金に関する規定の整備、 健全 (書類の公衆縦覧等) 導入及び業務・財務に関する説 相互扶助精神に基づいて運営し その規模の拡大や事業の多 ①中小企業 の導入が盛

> 4 なお、 月の予定。以下はその概要。 改正法の施行は平成19年

事業協同組合の性格・

人的結合体

ている。 議決権・選挙権の平等、 そのため、 結合体としての性格を持っている。 数の制限等によってこれを担保し の自由等の基準、 同組合原則」において、相互扶助、 を実施する組織であるため、 人との結びつきを中心とする人的 事業協同組合は、 法は次項で述べる「協 あるいは出資口 協同して事業 加入脱退 人と

②自主的・民主的組織体

ており、 組合員におけるこれについての自 立 覚と認識が要請される。 これを担保する諸規定が整備され 織体である。組合法制においては、 運営に参加することによって成り の意思により加入し、事業活動や つ組織であり自主的・民主的組 事業協同組合は、構成員が自ら 真に効果ある組合活動は、

る。 部の支援を受けることと、自主的 中小企業施策の受け皿・媒体とし のであることは留意する必要があ 組織体としての特質とは別個のも ての機能もあるが、そのような外 なお、 事業協同組合には国等の

(3)事業の特性

られている。 その事業によって、組合員の経済 員の事業活動に関連するものに限 協同組合の事業は、基本的に組合 組合法第1条)。したがって、事業 図ることを目的としている(協同 活動の促進と経済的地位の向上を 活動の機会を確保し、自主的経済 協同して事業を行なう組織であり、 事業協同組合は、 中小企業者が

(4)事業の広範性

ば概ね実施することができる。組 生活向上のための事業も実施でき 多分野にわたるものであり、 の事業活動に関連するものであれ 合員の事業活動に関連するものは、 事業協同組合の事業は、 かつ、

> 範で多様であるところに特質があ 他の中小企業組合に比べ極めて広 るの で、 その実施事業の範囲

5組織構成の自由性

成について制約がない。すなわち、 可能であるところに特質がある。 認められており、 組織構成において広範な自由性が あり、この要件を満たす限り、 ることが組織上・構成上の要件で あること、4人以上の加入者が 事業協同組合は、 多様な組織化が 中小企業者 構 で

6 普遍的組織

の協同組合の基本原則が全部、 され得る内容を持つと同時に次項 において、他の組合より制約・ 項のように組織構成・事業活動等 合である。 限が少なく、 的組合であるとともに、 合のなかで組合の原型であり基本 事業協同組合は、 事業協同組合は、中小企業組 純粋に適用される。この意味 広く中小企業に利用 上記までの事 普遍的 か 制

協同組合原則

あり、 る。 営の規範・基本方針として、 事業協同組合には、 協同組合原則がそのまま適用され -小企業の各種組合組織の基本で 事業協同組合は、 原型である。 その組織・運 上記のように したがって、 次の

(3)議決権・選挙権の平等 (2)加入・脱退の自由 ①相互扶助目的

4 剰余金配当の基準

を利用した分量に応じ、 に応じてしなければならない。 [内において払い込み済み出資額 剰余金の配当は、 (企業組合2割) を超えない範 組合員の事業 又は年1

(5)組合員への直接奉仕の原則

組合自体の利益追求ではなく、 する組織であるから、 業によって補完することを目的と 則としている。 合員に直接効果を与えることを原 組合は、 組合員の事業を共同事 その事業は 組

6 政治的中立の原則

協同組合の実態の変遷

同業者による共同経済事業 従来は製造業、 卸 小売業など **(共**

■特

当初の想定を超えた組合が出現し う組合が現れるなど、組合法制定 異業種で大規模な共済事業を行な 融資)が中心であったが、 てきた。 や金融事業(商工中金からの転貸 同 生産、 共同販売、 共同購買等 近年は、

組合制度の見直しの方向性

れる。 性に関する基準の導入③外部監査 準備金に関する規定の整備②健全 題については、自治運営を効果的 書類の公衆縦覧等の措置が講じら 性を確保するための措置として① 問題については、共済事業の健全 共済事業が拡大した組合における 裕金の運用制限の導入が図られ、 付与)②員外監事制度の導入③余 ①監事の権限強化(業務監査権の に機能させるための措置として 導入④業務・財務に関する説明 、業種・大規模組合における問

改正案のポイント

組合全般に係る措置 般的な事業協同組合

ら4年以内へ変更 ら2年以内へ、監事は3年以内か ①役員の任期を理事は3年以内か

⑥共済経理人の選任

関与

(長期

の借入金債務の債務保証等) 限 ②理事による利益相反取引 理 0) 制 事

の招集権の付与等、 ことを認める。(この場合、 ③監事に業務監査権を付与しない を強化する。) 組合員の権限 理事会

要な組合員数の引き下げ ⑤会計帳簿の閲覧を求めるのに必 ④会計帳簿の保存義務 1から100分の3へ) (10 年) (10分の

②大規模組合への上乗せ措置

⑫火災共済協同組合の地区の拡大 印合併議決を総代会でも可とする

付与) ②員外監事制度の義務化 購入等の投機的な資産運用の防止。 ③余裕金の運用制限の導入(外債 ①監事の権限強化 (業務監査権の

用除外) 具体的には省令で規定 合全般に係る措置(少額共済は適 ①共済事業を実施する事業協同組 〕共済事業を行なう組合への措置

②事業方法書等の提出・認可 ①共済以外の事業との区分経理 ⑤外部監査の導入(負債金額 ④余裕金の運用制限の導入 ③責任準備金の積み立てなど準備 額以上の場合 金に関する規定の整備 定

> 理計算を必要とする場合 の契約を締結する場合等複雑な経

⑧業務・財務に関する説明書類 ⑦重要事項の説明義務

0)

する者の利用は員内利用とみなす) 員たる組合を直接又は間接に構成 員と生計を一にする親族及び組合 ⑩員外利用の定義の見直し ⑨共済代理店に関する規定の整備 公衆縦覧

定共済組合に上乗せされる措置 ②大規模に共済事業を実施する特

③最低出資金制度の導入 払能力の確保)の導入 ②財務の健全性に関する基準 ①原則兼業禁止(共済事業に専念) 支

携組織については、その設立から 連営まで、何でもご相談下さい。 |中小企業組合等、中小企業の連

千葉県中小企業団体中央会 指導相談室

銚子支所 TEL 0 4 3 242.3277